

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、組織的に対応します。
- 3 私たちは、教育的愛情と使命感をもって取り組みます。

令和 8 年度 不祥事根絶のための行動計画

北広島町立壬生小学校

作成責任者 校長 藤田 一友

区分	本校のミッション	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の 規範意識の確立	- 交通安全について交通ルール遵守の意識を高める必要がある。 - 教育公務員としての立ち居振る舞いを行い、信頼される教職員になる。	- 時間の余裕を持って行動し、交通ルールを遵守し、安全運転をする。 - 教育公務員として礼節をもった行動をする。	- 通勤および出張等の際は、早めに出発し、ゆとりをもって運転できる体制をつくる。 - 事例をもとにした研修を定期的・継続的に実施する。（接遇、法規演習）	- 不祥事防止委員会で点検する。 - チェックリストを活用し、研修内容に関わる項目について全教職員で実施する。
学校組織としての 不祥事防止体制の確立	- 校内の連携・相談体制を確立し、風通しの良い職場づくりにつなげる必要がある。 - 個人情報の管理に関する危機管理意識をより高める必要がある。	- 他の教職員と連携・相談・報告を常に行い教育活動につなげる。 - 個人情報の扱いを厳正に行うと共に意識向上を図り、手続きを確実に行う。	- 事例をもとにした研修を定期的・継続的に実施し、相互のコミュニケーションを密にし、連携しやすさを醸成する。 - 年度当個人情報管理について研修する。 - 机上整理・成績物等の持ち出し手続が適正に行われているか等について定期的に確認する。	- 研修内容に関わる項目について全教職員がチェックリストを活用して点検する。 - チェックリストをもとに不祥事防止委員会で点検する。 - 学期末に教職員へ研修成果アンケート調査を実施し、実行状況について確認する。
相談体制の充実	- 児童・保護者へ「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を行っているが、認知度を高める必要がある。 - 教職員を対象とした「セクハラ・パワハラ相談窓口」周知、相談体制の確立が必要である。	「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行うとともに、相談しやすい体制をつくる。 - セクハラ・パワハラにかかる相談体制の確立・充実を図る。	- 学校だよりで学期に1回保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し担当教職員を明示する。 - 保護者へ学期に1回アンケートを実施し教職員から体罰セクハラについて聴取する。 - 教職員へ相談窓口について知らせ、不祥事防止委員会、衛生委員会において相談体制の確認を行い、実行していく。 - 業績評価面談や個別面談において教職員へ働き方について尋ね、対応する。	- 学期末に児童、保護者を対象にアンケートを実施する。 - 学期末に教職員を対象にアンケートを実施する。